

運営推進会議開催報告書

令和 8 年 8 月 26 日

事業所名	特別養護老人ホーム アルメイダメモリアルホーム		
担当者	佐藤 幸恵	電話番号	097 - 568 - 2561

1 開催日時	令和 8 年 8 月 26 日		
2 開催場所	特別養護老人アルメイダメモリアルホーム 3F会議室		
3 出席者	出欠		
(1) 委員 6 人	出	宇田 龍	(利用者・家族分野)
	出	後藤 俊一	(地域住民の代表者、サービスに知見を有する者分野)
	出	足立 秀俊	(地域住民の代表者、サービスに知見を有する者分野)
	出	田原 信夫	(地域住民の代表者、サービスに知見を有する者分野)
	出	幸 美由紀	(穂田東地域包括支援センター職員)
	欠		(大分市長寿福祉課職員)
	出	加藤 雅也	(事業所代表)
(2) 事務局 2 人		佐藤 幸恵	主任生活相談員
		岩本 法子	事務主任

4 活動状況報告	別紙・会議資料のとおり
5 活動状況に関する評価	
施設の運営状況、入退所状況、レクリエーション、面会対応、感染症・災害対策、各種委員会、行事について	
6 要望、助言	
①	消火器を使用した防災訓練を、代表者だけではなく、職員全員が必ずするようにした方が良い。
②	
③	
④	
⑤	
7 要望、助言に対する考え方	
①	以前は、当日の出勤者のみが消火器の訓練をしていましたが、全員が訓練できるようにしていきたい。
②	
③	
④	
⑤	
8 その他特記事項	
①	特になし
②	
③	
④	
⑤	



令和 8 年度

第 3 回「アルメイダメモリアルホーム地域密着型サービス」運営推進会議

○ 日 時 : 令和 8 年 8 月 26 日 (水) 11 時 00 分

○ 場 所 : アルメイダメモリアルホーム 3 階 地域交流室

次 第

1. 開 会

2. 施設長あいさつ

3. 議 題

- (1) 施設の運営状況について
- (2) 質疑応答 (要望、助言等)
- (3) その他

4. 閉 会

社会福祉法人 大分福祉会

(特別養護老人ホーム アルメイダメモリアルホーム)

(1) 施設の運営状況について

① 入所者の状況(令和8年7月末現在)

性 別	入所者数	平均介護度	平均年齢
女性	19人	4.1	90.4
男性	5人	3.8	89.6
合 計	24人	4.0	90.3

② 入退所者の状況(令和8年6月～令和8年7月)

	新入所	入所経路	退所者	退所理由	在居期間
令和8年 6月	男性 0名		男性 0名		
	女性 1名	有料老人ホーム	女性 1名	死亡(老衰)	0年4ヶ月
令和8年 7月	男性 1名	在宅	男性 0名		
	女性 0名		女性 1名	死亡(老衰)	0年1ヶ月
計	男性 1名		男性 0名		
	女性 1名		女性 2名		

通期:R8.4/1～7/31 の地域密着型の入所率 96.89%

③ 参考/年度毎の入所者の状況(地域密着型分)

令和6年度の入所率 99.14% (常に 21.81 人が入所)※定員 22 名

令和7年度の入所率 97.97% (常に 22.21 人が入所) ※～R7.11 月まで定員 22 名

R7.12～定員 24 名・年平均定員 22.67 人

④ ショートステイ利用状況

利用実績なし

⑤ 施設全体行事

7月 アイスレク
 大分南高校3年生実習受入

8月 盆踊り
 夜間防災訓練、伝達研修
 介護等体験（大分芸術短期大学2名）、大分南高校2年生実習受入

■7月の記録より アイスレク 🍦（全体行事）

毎年の恒例行事になっています、アイスレクを今年も実施しました♪
アイスは3種類・トッピングは7種類あり、その中から『どれがいいかな〜』と嬉しそうに悩む姿が印象的でした😊



■7月の記録より 介護実習受入

介護実習では、利用者様とのコミュニケーションや実際の業務にも入り、将来の福祉人材になる為の経験を積んでももらいました。実習終盤では、職員と同じくらい、仕事内容をこなしており、日々の成長に驚きました。



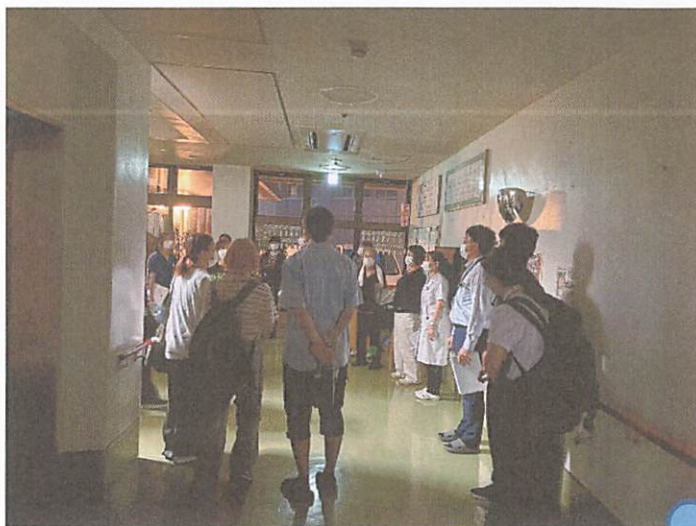
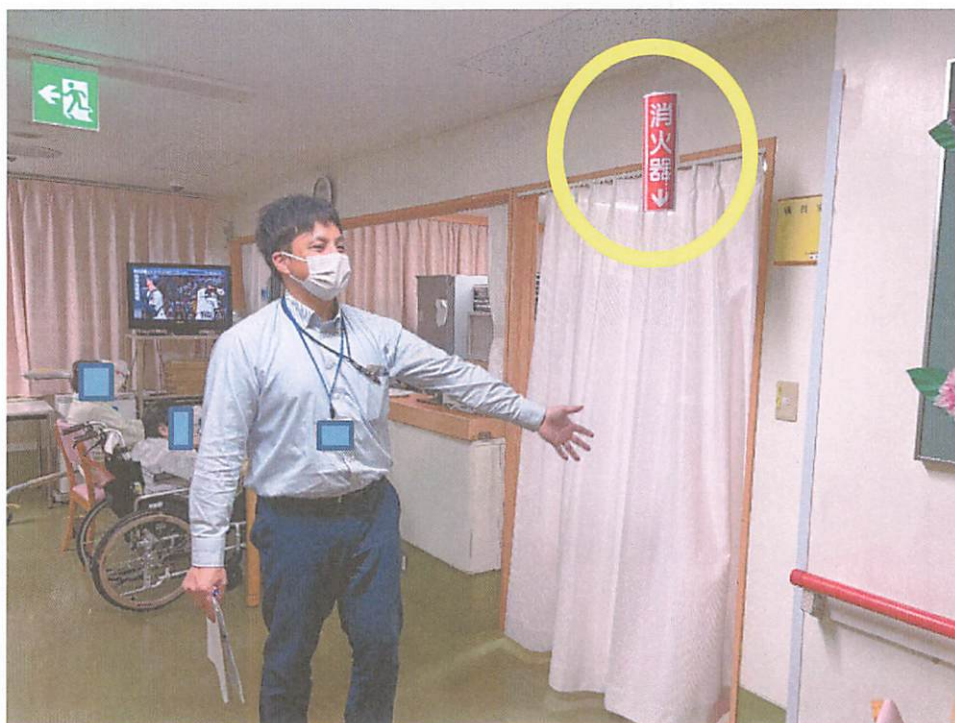
■盆踊りについて（全体行事）

盆踊りを開催♪ちきりんばやし・左衛門・炭坑節をみんなで踊り、休憩時には管理栄養士特製の
ビール風リングジュースを飲みました 🍷



■夜間防災訓練について（全体行事）

年1回の夜間防災訓練を実施。昨年、天井から吊り下げた消火器の表示が、夜間どのように見えるのかを確認しながら、館内を職員で回りました。「見えやすくはなったが、蛍光テープを貼るのも良いと思う」など様々な視点からの意見がでました。試行錯誤しながら今後も対策をしていきます。



館内をみんなで回っている
様子の写真です。

■現在の面会方法について（変更なし）

R8 年 5/11 から、感染対策の緩和を行い、本館 2 名・新館 4 名までは居室にて 1 時間フリー制。
（面会予約なし）2 名以上の本館家族の場合、従前通り予約制で 15 分の面会。に変更しました。

本館 2 名・新館の場合（面会予約なし）

10：30～11：30 15：30～16：30 最大 1 時間フリー

本館 2 名以上の本館の場合（面会予約制）

10：30～10：45／11：00～11：15 15：30～15：45／16：00～16：15 最大 15 分間

※土日祝の面会にも対応しています。

本館 2 名の場合、体調不良を訴える事が困難と判断し、『未就学児を除く事』としており
未就学児がいる場合は、要予約としています。

■新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う面会方法の推移（変更なし）

※令和2年3月～は省略

令和 4 年 1 月 「ガラス越し（本館玄関風除室とホール）」での面会

令和 5 年 5 月 「セミパブリックルーム」「新館居室」での面会

令和 5 年 7 月 「ガラス越し（本館玄関風除室とホール）」での面会

令和 5 年 1 1 月 「セミパブリックルーム」「新館居室」での面会

令和 7 年 1 月 6 日～ 面会方法を時間指定あるものの面会フリー制へ

→ ①コロナ感染拡大に伴い 1 / 7 ～ 1 / 1 4 まで面会中止

→ ②感染対応を延長し 2 / 3 まで面会中止

令和 7 年 2 月 4 日～ フリー制ではなく従前の予約制面会で再開（本館の面会会場を 1 箇所増加）

令和 7 年 6 月 3 日～ 本館も 1 名の場合のみ、居室面会開始・新館は 1 時間フリー制へ

令和 7 年 9 月 1 日～ フリー制ではなく従前の予約制面会に変更

令和 8 年 5 月 11 日～ 本館 2 名まで居室で 1 時間フリー制、2 名以上は従前の予約方法で 15 分
新館は 4 名まで 1 時間フリー制へ

■体調管理について

入所者の方は、朝・昼・夕の 3 回体温測定。職員は令和 6 年 4 月～、朝・昼・夕の体温測定を朝
の体温測定 1 回に変更し、体調管理を行っています。

なお、「感染（陽性）」「濃厚接触者」となった場合は、行政機関（大分市・大分市保健所）の指
針に従って対応しています。

■感染症対策委員会

高齢者施設は、感染症に対する抵抗力が弱い高齢者が、集団で生活し活動する場であることから、感染が広がりやすい状況にあることを認識し、利用者を感染症から守るため、平常時から感染予防対策を実施しています。感染症発生時には迅速かつ適切な対応を図ることができるように「アルメイダメモリアルホーム感染対策指針」を定め、指針のもと感染症対策を行っています。

当施設では感染症対策委員会を設置し、毎月1回開催しています。また、施設長の招集により必要に応じて臨時に開催しています。

【開催状況と議題】

令和6年10月10日「業務中や日常生活における感染症対策について」

令和6年11月7日「感染対策や、今後の面会制限について」

令和6年12月5日「感染症の流行に備えて、施設内の感染対策について」

令和7年1月14日（臨時開催）「R7.1発生コロナ感染拡大に伴う1/15以降の各種方針等の協議・決定」

令和7年2月3日（臨時開催）「2月4日以降の面会等方針の協議・決定」

令和7年3月27日（臨時開催）「新年度の面会等方針の協議・決定」

令和7年8月20日（臨時開催）「9月1日以降の面会等方針の協議・決定」

※令和7年以降は、通常の毎月分は省略し、臨時開催の直近1年分を記載しています

⑥ 事故防止・身体拘束廃止に向けた取り組み

■事故防止委員会

施設内での介護事故を未然に防止し、安全かつ適切な質の高いケアを提供することを目標としています。そのために、必要な体制を整備するとともに、利用者一人ひとりに着目した個別的服务提供を徹底し、組織全体で介護事故の防止に取り組んでいます。

当施設では事故防止委員会を設置し、3ヶ月に1回開催しています。委員会では、事故の未然防止・再発防止のための方策立案、施設内で起こった事故に対して要因分析、職員への周知、情報共有を行っています。

【発生状況】 期間：令和8年6月～令和8年7月（地域密着型ユニット）

・事故報告 6件

・ヒヤリハット 22件

※ヒヤリハット…事故には至らなかったが「ヒヤッ」「ハッ」とする状況のこと。

■身体拘束〇推進委員会

利用者に対して人格と尊厳を守ることを第一とし、利用者の日々の生活機能が維持向上されるようにケアを行っており、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束は行いません。ケアプランの策定にあたっては、多職種連携で利用者のアセスメントに取り組み、身体拘束に頼らず日々の生活が送れるよう取り組んでいます。やむを得ず身体拘束を行う場合は、「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」を策定し、ご家族に拘束が必要な理由等の説明を行い、同意を得た上で実施しています。

当施設では身体拘束廃止委員会を設置し、毎月1回開催しています。委員会では身体拘束を行っている利用者の経過観察や解除に向けての対策について、話し合いを行っています。

介護保険指定基準の身体的拘束禁止規定

「サービスの提供にあたっては、当該入所者(利用者)又は他の入所者(利用者)等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者(利用者)の行動を制限する行為を行ってはならない」

【発生状況】 期間：令和8年6月～令和8年7月（地域密着型ユニット）

- ・ ロンパース 2件
- ・ ミトン（入浴時）1件

【事故防止委員会・身体拘束廃止委員会の開催状況】

令和8年6月12日

令和8年7月10日

（2） 質疑応答（要望、助言等）

（3） その他